

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月20日作成)

法令名	地すべり等防止法
根拠条項	第18条第1項
許認可等の種類	地すべり防止区域内の行為の許可 (農政部所管の区域内に限る。)
法令の定め	<p>(第18条第1項) 地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>一 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為(政令で定める軽微な行為を除く。)</p> <p>二 地下水を放流し、又は停滞させる行為その他地下水の浸透を助長する行為</p> <p>三 のり切又は切土で政令で定めるもの</p> <p>四 ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの (以下「他の施設等」という。)の新築又は改良</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの。</p> <p>(関連条項) 地すべり等防止法第18条第2項 地すべり等防止法施行細則第3条 [添付図書]</p>
審査基準	<p>「行政手続法の施行に伴う地すべり等防止法における処分の審査基準等の策定について」(平成6年9月28日付け6構改D第569号、6林野治第2583号、建設省河傾発第44号、農林水産省構造改善局長、林野庁長官、建設省河川局長 通達) 3の(1)のイ</p> <p>地すべり防止区域内における行為内容が当該地すべり防止区域の現状から判断して、地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものでないこと。</p>
標準処理期間	<p>総期間 25日・丹 (注: 休日は含まない。)</p> <p>経由機関 日・月 ()</p> <p>協議機関 日・月 ()</p> <p>処分機関 25日・丹 ()</p>
処分担当課	各総合振興局(振興局) 産業振興部農村振興課指導企画係
申請先	各総合振興局(振興局) 産業振興部農村振興課指導企画係
問い合わせ先	農政部農村振興局農村整備課災害復旧係(電話番号: 011-231-4111(内線27-628))
備考	<p>(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nss/shinsakijun.htm)</p> <p>※ 処分担当課欄、申請先欄の各総合振興局(振興局)から石狩、オホーツク、十勝、根室を除く。</p> <p>なお、空知、上川は調整課指導企画係</p>